

## 成蹊会代議員選挙公示

一般社団法人 成蹊会  
選挙管理委員会委員長

一般社団法人成蹊会は、定款及び代議員選任規程、選挙管理委員会規則に基づき、下記のとおり代議員選挙を実施することを公示します。  
記

## 1. 代議員制と代議員選挙の概要

- 一般社団法人成蹊会では、法律上の「社員」は代議員となります。(定款第12条)
- 2016年6月18日に開催した第4回定時代議員総会において、代議員数を120名以上150名以内とする定款変更の決議を行い、今回選出する代議員定数は150名となります(下記一覧表ご参照)。
- 代議員は一般社団法人成蹊会の総会に出席し、定款の定めに従い成蹊会の重要事項について審議し決議するという役割を担います。定時代議員総会は6月に開催致します。
- 代議員選挙の事務は、選挙管理委員会が全て管理します。
- 代議員の選挙区及び定数は次の通りです(別表1)。
4. 選挙資格 (2)記載の選挙区の移動において、1回の移動手続により各選挙区が受け入れることのできる選挙人及び被選挙人の員数は次の通りです(別表2)。移動希望者が別表2の員数を超える場合は選挙管理委員会において委員長がくじにより移動を可とする者を決定します。  
(移動受付期間) 2023年1月10日～2023年2月1日(郵送に限る。締切日消印有効)  
(移動届出用紙) 所定の移動届出用紙をご使用ください(本公示末尾の用紙入手方法参照)。必要事項はすべてご記入ください。記載漏れがあると、無効になります。  
(移動取下げ) 移動届出後に移動を取りやめる方は、移動取下げ締切日(2023年2月20日午後5時)前までに移動取下げ届出用紙(本公示末尾の用紙入手方法参照)をご提出ください。

選挙区	選挙区名	(別表1)	(別表2)
		定数	移動受入可能員数
1区	成蹊池袋(実務学校・中学校(旧制)・実業専門学校)	0名	0名
2区	成蹊女学校・成蹊高等女学校	2名	2名
3区	成蹊小学校	4名	4名
4区	成蹊高等学校(旧制)	3名	3名
5区	成蹊中学校・成蹊高等学校	22名	22名
6区	成蹊大学政治経済学部	9名	9名
7区	成蹊大学医学進学課程	3名	3名
8区	成蹊大学工学部・成蹊大学理工学部	24名	24名
9区	成蹊大学文学部	25名	25名
10区	成蹊大学経済学部	28名	28名
11区	成蹊大学法学部	26名	26名
12区	成蹊大学法科大学院	4名	4名
(計)		150名	150名

## 2. 選挙日程

	内容	日程	備考
1	代議員選挙公示	2022年12月1日	成蹊会ホームページに掲載
	〃	2022年12月中旬～下旬	成蹊会誌136号
2	代議員選挙資格判定基準日	2023年1月1日	
3	選挙区移動希望受付開始	2023年1月10日	移動希望届出用紙はホームページに掲載
4	選挙区移動希望受付締切	2023年2月1日	郵送、締切日消印有効
5	移動取下げ締切	2023年2月20日	郵送は当日成蹊会事務室に必着 持参は成蹊会事務室で17:00まで受付
6	選挙管理委員会		移動希望届の内容審査
7	選挙区移動者名簿公示	2023年2月28日	成蹊会ホームページに掲載
8	選挙人名簿の確定	2023年2月28日	
9	立候補受付開始	2023年4月1日	立候補届出用紙はホームページに掲載
10	立候補受付締切	2023年4月19日	郵送は締切日消印有効 Eメール(ExcelもしくはPDF)は成蹊会事務局で17:00まで受付
11	立候補取下げ締切	2023年4月26日	郵送は当日成蹊会事務室に必着 持参は成蹊会事務室で17:00まで受付
12	選挙管理委員会		立候補届の内容審査
13	立候補者名簿公示	2023年5月10日	成蹊会ホームページに掲載
14	代議員選挙実施公示	2023年5月10日	投票用紙郵送、郵便投票
15	代議員選挙投票締切日	2023年5月24日	投票締切日消印有効
16	選挙管理委員会		開票、当選者確定
17	新代議員公示	2023年5月31日	成蹊会ホームページに掲載

## 3. 代議員の任期

選任後最初に開催される定時代議員総会最終時に就任し、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の最終時までとなります。

原則無報酬です。代議員総会、代議員懇談会及びその他の代議員会合の出席に際し交通費・日当は支給されません。

## 4. 選挙資格

- 正会員は各自の最終卒業学校または学部所属する選挙区で選挙権及び被選挙権を有します。
- 但し、正会員(選挙人及び被選挙人)は、卒業学校、学部であって最終のもの以外の学校または学部の(属する)選挙区に移動することができます。移動に必要な手続きは、選挙管理委員会が代議員選挙の前にこれを行います。  
なお、選挙区の移動を認められた正会員は、移動後に最初に行われる代議員選挙から3回の代議員選挙を経なければ再度の移動は求めることができないものとします。
- 選挙人、被選挙人とも人数は各選挙区の定数もしくは3名のいずれか少ない数が上限となります。
- 正会員としての資格判定は、(2023年1月1日現在)で行います。

## 5. 立候補手続き

- 立候補受付期間 2023年4月1日～2023年4月19日
- 所定の立候補届出用紙をご使用ください。必要事項はすべてご記入ください。記入漏れがあると無効となります。
- 立候補には最少1名の正会員の推薦人を必要とします(他の選挙区の立候補者の推薦はできません)。推薦人が推薦できる人数は各選挙区の定数もしくは3名のいずれか少ない数が上限となります。  
ただし、立候補届を提出した方が推薦人となる場合は、この上限より1を差し引くものとします。
- 立候補届出後に立候補を取下げの方は、立候補取下げ届出を提出することで、取下げることができます。立候補者名簿公示の1週間前(連休を挟む場合は8日前)の午後5時までに取下げ届をご提出下さい。今回は4月26日が締切となります。
- 立候補届出用紙、立候補取下げ届出用紙は、選挙管理委員会(成蹊会事務局)へ請求または成蹊会ホームページよりダウンロードにて入手してください。

なお、前回同様、立候補届出用紙については郵送およびEメール(ExcelもしくはPDF)での受付可とします。Eメール(ExcelもしくはPDF)の場合は4月19日午後5時まで成蹊会事務局で受付。  
従来どおり、移動届出用紙は郵送のみ受付、移動取下げ届出用紙および立候補取下げ届出用紙は郵送もしくは成蹊会事務室へ直接持参にて受付。

## 6. 立候補者名簿公示

2023年5月10日に選挙区の立候補者名を成蹊会ホームページで公示します。

## 7. 選挙

- 投票用紙の配布:選挙人名簿に基づき、有権者全員に郵送します。
- 投票期間は、投票用紙到着後から2023年5月24日まで(当日消印有効)とします。
- 選挙方法は、信任しない立候補者に×印をつける方法で行います。
- 開票 ①2023年5月25日以降に選挙管理委員会により開票集計を行います。  
②不信任票数の少ない順に定数になるまで当選者を決定します。  
③不信任票数が有効投票数の過半数を超えた場合は当選者になれません。
- 立候補者が定数を超えない場合  
代議員選任規程第15条第4項の規定により、各選挙区において、立候補者が定数を超えない場合は、その選挙区の選挙は行わず、立候補者全員が当選となります。

## 8. 当選者の公示

選挙管理委員会は当選者の確定を行い、5月31日までに成蹊会ホームページに当選者を公示します。また、成蹊会誌138号に新代議員氏名を掲載します。

## 9. 問い合わせ先

一般社団法人成蹊会 気付 選挙管理委員会 〒180 - 8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1  
TEL:0422-51-2244  
FAX:0422-54-6766  
E-mail:seikeikai@jim.seikei.ac.jp

## 10. 届け出用紙入手方法

移動届出用紙、立候補届出用紙、移動取下げ届出用紙、立候補取下げ届出用紙は、成蹊会ホームページからダウンロードにて入手してください。選挙管理委員会(成蹊会事務局)へご連絡いただければ、お送りすることもできます。

※選挙に関連する諸規定、規則(下記)も成蹊会ホームページでご確認いただけます。

○一般社団法人成蹊会定款 ○代議員選任規程 ○選挙管理委員会規則